

## 第 187 回日本学術会議総会（令和 5 年 4 月 17 日）での主な意見

（日本学術会議総会速記録より抜粋）

## 【会員の推薦及び連携会員の任命の手続】

○ 1 点は、2 ページ目の会員の推薦及び連携会員の任命の手続で、二で、先ほどの御説明にもありましたけれども、コ・オペレーションで、「会員、連携会員、大学、研究機関、学会、経済団体、その他の民間の団体等の」とありますけれども、これは、用例としてはこういうふうを書くということでしたけれども、前回は指摘しましたが、社会で活躍している団体というのは経済団体だけではないですね。ですので、ここを単純に「学会、民間の団体等の」というふうにはしてはいけないものなのかどうか、そこを教えてください。

2 番目は、そのページの最後の九、「日本学術会議及び会長は選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない」、ここが大きいところだと思うのですね。

この「尊重しなければならない」という縛りの強さがどういうものなのかが分からないと、「はい、そうですか」というわけにはいかないの、そこをもうちょっと具体的に教えていただけますか。（佐藤嘉倫会員）

○ 特に、会員の推薦及び連携会員の任命の手続というところですけども、「多様な分野の科学」とか、「広い経験」「高い見識」と書いてあるのですけれども、我々自身は、特定の分野に対する専門家としてここに来ておられて、「多様な分野の」というところも外していただいて、「広い経験」の「広い」と「高い」を外していただくと、大分いい感じに見えるのかなというふうに思っています。

それに加えて、その上で、さらに何か御心配があるようでしたら、例えば学術会議の目的に対して貢献する意思がある人を選考するというような形にすると、それぞれの分野で見識がある先生、それが多様であっても構わないのですけれども、それぞれの分野で見識のある先生が学術会議の目的に合わせて集まって、全体として多様な、全体として広い活動をするという形にできるのではないのかなと思うのです。盛り過ぎなのですよ。（野尻美保子会員）

○ 会員の資質についても、これまでは優れた業績を持つ科学者であること、それが基本的条件で、この間、「より良い役割発揮に向けて」の中で、社会との対話能力とか分野横断的な視野、それもあればいいねということにつけ加えてきていますが、今回の法律案では、既に御指摘がありますが、科学者であって、同時に産業界とか行政とのコネクションを持っている人という条件を一緒に備えていないと選ばれないような、かなり枠が狭まった候補者になってしまっています。

それから、これも御指摘がありましたが、我々は一度も提案したことのない選考諮問委員会というのが突然提案されて、かつ、選考諮問委員会の意見は尊重しなければいけないと、尊重義務まで書き込まれている。これは、明らかに、我々が考えてきたこととは方向性が全く違うわけですね。（栗田禎子会員）

○ 私からは、2 点になるかと思うのですが、第 1 点目は、選考諮問委員会の設置の必要性について、会員選考の透明性の確保ということを強調されていて、確かにそれはそのとおりかと私も思います。

公的組織を構成するメンバーの選出、選考に関して、透明性の確保が重要であることは、日本学術会議ではなくて、政府における各種審議会の委員の選出、あるいは CSTI の有識者議員の選出、選考に関しても同じように求められているのではないかと思います。

CSTI の有識者議員の場合は、国会の同意が必要ということで、その中で透明性の確保が制度的に担保されているのではないかとと思われるのですけれども、政府の審議会委員の選考、選出に関して、現在、日本学術会議に対して考えられております選考諮問委員会のようなそういう役割を果たすような機関といいますか、制度といいますか、そういうものが設置されている例は存在するのでしょうか。私はあまり分からないのですが、もしあるようであれば、教えていただければ幸いです。これが第1点目です。

第2点目は、選考諮問委員会が取り扱う対象に関して、会員選考に関わる基準ルールだけではなくて、以前ですが、個々の候補者の適性もそういう取扱いの対象となるというふうに、たしか笹川室長から御説明があったのではないかと思いますけれども、そういう個々の候補者の適性問題までも選考諮問委員会が取り扱うということは、単純に透明性の確保という問題を越えたレベルの問題ではないかと私には思われます。

また、そうしたことは、屋上屋を重ねることになってしまって、現に学術会議においてもいろんな各種レベルで会員選考に関して審議はなされているのですが、さらにその上に、選考諮問委員会の中で個々の候補者の適性問題を取り扱うということの意義というのは、どこにあるのかが私は理解しにくい。

また、そういうことをいたしますと、会員選考に関して、今でもかなり時間がかかっておりますけれども、さらに長期化するのではないかと。基準ルールの検討だけではなくて、個々の候補者問題まで扱うとしますと、半数改選としましてもかなりの人数になりますが、十分に根拠を持ってそれを検討するというのは、非常に時間がかかって大変ではないかと思うので、さらに長期化が進むのではないかとと思うのですが、この2点について教えていただければ幸いです。(佐野正博会員)

- 諮問委員会についてですけれども、一般職であれ——大久保会員は行政法の専門家ですけれども、一般職であれ、特別職であれ、審議会や独立行政委員会の委員など行政機関の委員の選任人事について、第三者機関への諮問を制度化している例があれば、御教授をいただきたいという点であります。

それからもう一つは、諮問委員会の目的は、選考プロセスの透明化を図る——法の改正の御趣旨としてもだと理解していますけれども、選考プロセスの透明性を図るものと説明されています。ここで言う透明性とは、会員選考について、その内容及び過程、プロセスが国民にとって明らかであること。例えば行政手続法的一条もそうだと思いますけれども、それをいうと考えられますが、諮問委員会の設置がなぜ透明性の向上につながるものなのかということの説明をいただきたいということです。

また、その設置の趣旨に照らして諮問委員会が意見を述べる対象は、したがって、手続的事項に限られ、選考の実体的事項には及ばないと考えますが、そういう理解でよろしいでしょうかという御質問です。(大久保規子会員※書面での質問)

- 「通常の審議会等に関しては、任命権者が最初に選考に関わることによって任命責任を負っている。そうした通常の審議会のあり方とは異なり日本学術会議会員は全て内部だけで決定していることが問

題である」という、たしか御説明であったと私は承ったのですけれども、日本学術会議においても会員候補者等の推薦等に関しては外部機関からも情報提供を受けております。そのことは御存じかとは思いますが、そのような外部機関との関わりだけではなくて、任命権者が直接に選考に関わるようにするという、これがまさに、今、ご説明されたことではないでしょうか。以前、中曽根総理大臣のときに、「総理大臣による任命というのはあくまでも形式的なものである」という、そういうものであったのが、今般の改正では「任命権者が日本学術会議の会員選考に関わるということが当然である」という御趣旨の御発言と理解してよろしいのでしょうか。（佐野正博会員）

○ 1点だけ、質問ではなくてこれは要望、もしくは私からの強い要求です。

3ページ目の十一です。選考諮問委員ということで、ここで、その前のページにある会員の条件と全く異なる文言が最初に出ております。それは、社会経済情勢という言葉と、最後のほうに、2行下のところに政策という言葉があります。

これは非常に会員の選考とは違って、そういった経験を持つ者と、次のときに高い識見を有するとありますけれども、いわゆる科学者の高い識見とは、私はニュアンスが異なるというふうに考えています。そういう意味で、高い識見をもう少し定義化する必要があるのですが、私は、ここに学術の独立性に関して高い識見を有するものというのを入れるべきではないかと感じます。

それは、これまで学術会議と国との間で様々な議論をしてきましたが、最も我々の総意として、また海外のアカデミーの総意として、学術の独立性というのは絶対外せないキーワードと考えていますので、これについてはいかがでしょう。（磯博康会員）

○ よろしいですか。というのは、全く同じに書いてあれば別にいいのですけれど、この文言の最初の取り巻くのは社会経済情勢。このようにウクライナ問題とか、いろんな政治的な問題、そういったものを勘案して、さらに政策という言葉が入っていますので、我々としては、非常に、この学術、科学の独立性に関して不安をおおるような記述になっておりますので、その点は熟慮をしていただきたいと強く要望します。

科学の独立性に関してのみではないです。例えば、特に科学の独立性に関してとか、学術のその独立性に関して、もしくは、特に学術の独立性を含む高い識見というふうにしていきたいと思えます。

（磯博康会員）

○ 選考諮問委員のところ、十一のところですね。ここに、会長が任命するに当たって、CSTI と協議をなさうということが、もう法律に明記されるということですが、CSTI は非常に重要な役目を担っている、立派な方がいらっしゃるのももちろんなのですが、ただ、機能として、国の政策を決めるためのところであって、もともとは CSTI と学術会議は車の両輪。それぞれ完全に独立して、違う方向から国の科学技術行政や、あるいは国民のための科学の在り方を考えると、そういうふうになっていたわけですが、この CSTI が、会長が任命するに当たって何らかの影響を及ぼすということが、これは明記してあるわけで、先ほど、笹川室長は、政府が介入するということは考えていないとおっしゃっていて、恐らくそう思っているのは分かるんですが、こういうふうに法律に書いてしまうと、もしこれが通ったとして、最初がいいとしても、当然、いずれ政府の意見がどんどん反映されてい

くということが容易に想像されるわけです。

それについて、だから、私が希望としてはこれだけお願いしたいというのは、協議の上のところの協議する対象として、GSTI と学士院と書いてありますけど、ここを削除していただきたい。

会長は、こういう人たちと協議をすべしという条文になっているわけですが、学術会議というのは非常に多様な人たちの集まりですので、そこで偏ったような人と協議して、偏った諮問委員会をつくるということは考えられない。しかも、その結果が公表されるわけですから、そういうことは実際には起こり得ないと思いますので、前に笹川室長は、会長だけに任せておいたのでは偏るかもしれないから心配だとかそういうようなことをおっしゃっていたのですけども、こういうことはあり得ないと思います。ここをぜひ削除していただきたいと思っているのですけど、なぜ室長は、政府が介入することにならないというふうにおっしゃったのか。そこを、本当に GSTI と明記してあるのに大丈夫だと思っていられるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。(田村裕和会員)

- おっしゃることは、分からないではないのですけれども、ただ、GSTI と明記してあると、政府の介入とまでは言わないかもしれないけど、意向は反映され得るとというのは、誰もが思ってしまうことで、それが、今はそうでなくても、将来そういう方向に行くことも当然起こり得ると思うのですね。

それで平成 16 年でしたか、前の法改正のときに GSTP が会員を選んだという話を書いてありますけれども、あれは、あの 1 回限りで、コ・オペレーション方式が始まる最初の 1 回だったから仕方ないと思いますけれども、今回の場合は、これが毎回起こるわけで、いずれ政府の意向が色濃く反映されていくようになるということは、非常にあり得るのではないかと懸念しているわけです。

この後、意見というか感想になるのですけれども、今日の午前中に、米独仏のアカデミーでは会員選考に関して政府が関与する事例は皆無であるという報告をいただきましたけれども、我々は、そういう欧米の先進主要国と肩を並べて、本当に同じ土俵でサイエンスを競い合っているわけですが、当然同じような立場に我々はあると思ってやっているわけです。

それが、実は日本の法律には、科学者のやりたいことに国が口を挟んでよいということが明記してあるのだということになると、はっきり言って非常に辛い、肩身の狭い思いをします。正直言って、途上国とかあるいは権威主義の国の科学者の気持ちになってしまいます。正直言って、そういう国からたくさん優秀な頭脳が英米独仏に流れているというのが、実際今までずっと起きていたわけですね。

今は大丈夫であっても、将来、日本からそういう頭脳の流出ということがさらに起こるという可能性がなくはないというか、僕は非常に懸念しているところです。そういうこともあるので、ここは、ぜひ政府の介入があり得るような条文をわざわざ明記するというのは、ぜひやめてほしいと思います。

いかが思われますか。日本の科学力の問題が今、大変なことになっていますけれども、これは、何かそれに逆行している、今はいいかもしれませんが、将来、頭脳流出を促すような、そういう可能性を考えたことはあるでしょうか。(田村裕和会員)

- 諮問委員会の意見を尊重する義務があるということについて、以前の説明では、どこの審議会でもそうだとおっしゃって、今回は、かつてそうだったと説明を変えられて、しかも、それは尊重するのは当然だから規定から落としたと、ほかでは落としているという話でしたが、そうではないということはおくさんの資料があります。

一つだけ引用すると、参議院法制局のウェブサイトに、平成10年の中央省庁等改革基本法の制定に当たって、答申の尊重義務の規定も、政策の決定の責任は行政機関の長にあるということをより明確にする趣旨で、原則として削除されたということです。

今、やろうとしているのは逆で、学術会議及びその会長の権限を縛るために、わざわざ尊重義務を書いているということは明確だと思います。

それから、今話題になったCSTIが平成16年にも関わったということですが、これはCSTIそのものがこの間に大きく変わったということを言われていません。当時は、有識者議員はほとんどが研究者、学者でした。現在は、産業界の代表者が半分ぐらい入っていて、しかも、有識者議員のほとんどが非常勤になって、ただ1人の常勤議員が大きな力を持っているという、いびつな構造があります。ですから、平成16年とは全く違う意味をこの規定は持ちます。(宇山智彦会員)

○ CSTIについてはお答えにならなかったですが、これは本当に危険なので削除していただきたいと思います。(宇山智彦会員)

○ 一つは、先ほど田村会員も言われたのですけれども、CSTIの議員という方の推薦を通して、政府の意向が間接的に会員選考に影響を与えるということが危惧されますので、私もCSTIの議員を通してというところを削除するというのを希望しております。

質問はもう一つですが、2ページの一でございます。

ここで、日本学術会議の会員の要件として、大変多くのことが記入されております。これを全部アンドンで結んでいきますと、条件が本当にこんな人がいるのかという、優れた研究や業績がある科学者であって、なおかつ科学に対する総合的な知見があって、科学、行政、産業、国民生活の諸課題に取り組む広い経験と高い識見を有する者なんて、こういうスーパーマンとかスーパーウーマンのような方はあまりいないわけでございます。

このところで書き込み過ぎると、結局、選考諮問委員会のほうで、この方は確かに科学的には優れているけれども、必ずしも産業や国民生活に対して、ちゃんと造詣がないというようなことで選考から漏れるということもありますので、ここは書き込み過ぎるのは良くないと思います。ここはもっとシンプルに、元の第十七条の条文に、優れた研究、業績がある科学者というところに戻すべきだと思います。

ついでにいきますと、第二条の、この学術会議の目的というのは、目的であって、ここに目的が書いてあるからといって、そこに行政、産業、国民生活に科学を反映、浸透させることと書いてあるからといって、これをそのまま、では、それが会員選考の資格になるのだというのは、これは論理が飛躍し過ぎだと思います。(米田雅子会員)

○ 今回のこの改正案というのは、一見、学術の独立、学問の独立ということを保障しているようでありながら、これまでお話をされていたように、間接的に介入されているというものでございます。確認的、確認的というふうにお話をされるのですけれども、その確認的かどうかというのを最終的に判断されるのは、これは選考諮問委員会の方であれ、結局、あの方々に任されていることであって、これが確認的になるのか、あるいは創設的になるのかというのは、恐らく、笹川室長は現在、担保できる立場

にないのではないと思っております。

より良い役割を発揮と同じ方向で、こういう提案をしたのだというふうにおっしゃるなら、これまで何度もお話をされていますけれども、これは全て出さないと、勇気ある撤退ということもされてもよろしいのではないかなと思っております。(川嶋四郎会員)

- 今度会員の推薦等の、この規定なのですけれども、これも間接的な介入の最たるもの。つまり、資格という基準面での、まず介入と、先ほどの的確に指摘いただきましたけれど、盛り込み過ぎではなくて、これは、排除要素をより多く規定したというだけの話でございます、もうそのとおりでございます。

それから、手続の面を見ましても、この七、八で、結局、学術会議にこういうことを諮問して、しかも、会員候補者の選考について審議をし、意見を述べる組織、つまり、審議をするプロセスにも参加する可能性がある。意見を述べる、その結論も左右し得るということをおっしゃって、しかも、先ほどのお話では、どうも名簿なしの諮問はあり得ないということも、今回のこの総会で明らかになったと思いますので、そうすると、この八と対比してみますと、結局、出された個々の名簿に基づいて、問題のある人、例えば、ここにいる人だったら、私のような人が仮にいたとしたら、その人に関する資料の提出、意見の開陳、説明と、こういうことが、具体的に、個別的に求められる可能性があるということをお認め規定でございます。これはプロセスへの介入の最たるものではないかなと思っております。(川嶋四郎会員)

- 一番最初から問題提起がございましたけれども、平成16年の改正でしたか、ここの議論とはもう全然基盤が違うわけなのです。当時は任命拒否もなかった。これからコ・オペレーションというものを始めていこうと。学術会議の独立性を認めて、学問の自由をより強固なものにしようとする際に、暫定的、自主的に、こういうものを作って決めていただくというものだったのですが、今回これは全く逆でございます。

したがって、どうも、こういう諮問委員会を設けること自体も、私はどうかなと疑問に思います。もしも考えられるとしたら、例えば、「諮問委員会を置くこともできる」ぐらいにして、いろいろなことについて意見をお伺いする機関であるとしてはどうでしょうか。

尊重義務ですから、別に法的に拘束力は全くございませんので。ただ、先ほどのお話からしますと、どうも、もしも尊重しなければ任命拒否ということがあり得ると、そういうプレッシャーはあるのかなというふうに感じました。(川嶋四郎会員)

- 何度も指摘されていますように、「会員の推薦及び連携会員の任命の手続」の十一條が大変気になります。

5ページの学術会議法では、会長の協議相手として学識経験のある者だけが問題になっていましたから、それほど問題はないのですけれども、今回は選考諮問委員の要件として非常に多くが盛り込まれています。その委員を選ぶにあたって、会長の協議相手として、二番の日本学士院の院長というのは甚だふさわしくないように思います。

日本学士院は純粋に学術の自立性を尊重するところで、会員選考にあたっては学問の普遍的価値の

追究において業績があること、それが唯一の選考基準です。

その会員から委員長が選ばれるわけです。歴代の委員長を見ましても、この候補者は選考諮問委員会として、内外の社会経済情勢、産業、政策に関して広い経験と高い見識を持っているから、ふさわしいであろうというふうな判断能力をお持ちの方ばかりではありません。

したがって、会長の協議相手として二番の日本学士院の院長というのは削除すべきだと思います。そうしますと、残るのは一の GSTI が選定するものしか残りません。

じゃあ、つまるところ、この十一条というのは、選考諮問委員の選出において、会長は GSTI の意見に深く耳を傾けなさいと言っているのと同じことになるような気がします。

その状況は、学術会議にとって非常に危ういものになるのではないかということに危惧しております。以上です。(吉田和彦会員)

- 現在の案は、諮問委員会なり任命手続を通して、政府が介入可能な枠組みになってしまっているため、今後、この政府が恣意的にこれを利用して介入する可能性が残されていることが懸念されるというのが日学の立場だと思います。

これは、笹川室長がどういう意図でこの文書をお書きになったのということではなくて、この文書がそのように読めてしまうという事実であります。ですから、この文章を直していただかない限り日学の会員の方は納得しないということが、今日の議論からも明らかになったのではないかと思います。

それから、先ほど宇山委員からも御指摘あったのですが、この行政、産業及び国民との関係に関する記述で、特に行政が入っているところが問題なのですが、これは完全に論理がすり替えられていると思います。

今の日本学術会議の第一章第二条では、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的とするというふうに述べられておりますが、今回の笹川室長の案は、これを、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有するというように書き換えられていて、これはまさに、諸課題に取り組むことが条件になってしまっているという点が一つ大きな問題だと思います。これは評価のところにも書かれております。

日本学術会議は国の機関であっても、本来、国益を目的とする機関ではありません。人類社会の福祉への貢献を目的としている組織でありまして、現在の内閣府の案は、これを政府や国の立場から国益優先に改革しようとしている印象を拭えません。それは、北朝鮮なり、ロシアなり、中国の方向性であって、学術の独立性を脅かすような案であり、欧米のスタンダードではないというふうに考えます。

日本学術会議を、戦前の状態に先祖返りさせないと、北朝鮮、ロシア、中国のように政府のしもべのような組織にするような今回の案というのは、民主主義も危うくするものだと考えます。

ですので、断じて受け入れがたいものであると思います。大改革することは考えていないという発言がありましたが、私は、これはまさに大改革ではないかと思っています。これが現政府の下、日本学術会議の意見が無視され、強行して法制化されれば、これは取り返しがつかないことになりまして、歴史に大きな汚点として残ることになるということを懸念いたします。

それから、もう一つは、「行政、産業、国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有する」という文言ですけれども、これは、私個人としては「社会課題や地球環境問題など、人類が存続、発展する諸課題に取り組むための広い経験と識見を有する」というように書き換えていただくのがよ

いと考えております。

それから、三つ目ですけれども、これは佐藤委員も最初に御指摘されたかと思いますが、「何々しなければならぬ」という文言が、この案の中に何か所が出てきます。

この表現はいわゆる義務ということですので、今の日本学術会議には適する表現だとは思えません。今の日本学術会議法を見てみると、「何々できる」、あるいは、事実に関しては「何々する」という表現が使われていて、「何々しなければならぬ」という表現は一切ありません。(浅間一会員)

- もともとの法律を見ますと、会員選考とか、細かなところというのは全部規則で定められているんですけれども、先ほど来、ここだけ突出しているというより、めちゃくちゃ細かいことが法律の中でうたわれているというところで、何で、これは規則ではいけないのか、と感じます。

諮問委員会の設置とか、その役割までは、この方法で定めるといふ、その必要性があるかと思うのですけれども、こんな細々まで何で定めなければいけないのかというところが全く理解できません。(筑本知子会員)

- この3ページの十六項のところ、選考諮問委員会に関し必要な事項は、政令で定めるとなっておりまして、これは規則ではなくて政令なのかなというところを少し疑問に思いまして、なぜ政令なんだろうと。

そうすると、改正案と同時に、施行令としての政令が別途また一式用意されるのかなというところをお伺いしたいと思います。(山崎典子会員)

- 先ほどの説明に関わることなんですが、狭い意味の選考プロセスと広い意味の選考プロセスがあって、ここが、今日紹介されたような他の国のアカデミーにおいては会員が決まったらそこで終わりなんですけれども、日本の場合は、リストができてから首相の任命というプロセスがあって、結局は広い選考プロセスにおいて、最終的に、今の答えとしては、はっきり分からなかったんですけれども、適正に任命されるということなんですけれども、例えば、選考諮問委員会でいろいろと意見が出て、少数意見はあったけれども、最終的に会長がこういうリストを作りました。だけど、選考諮問委員会でちょっとあったから、これは任命しないとか、そういうようなことというのは、どうなのでしょう。そういうようなものに、新しい仕組みが使われないかが心配なんですけれども、そこをお答えください。(原拓志会員)

- 最後の4ページの七で、「最初に任命される選考諮問委員の任期は、令和六年九月三十日」というふうにあって、3ページのほうだと、「任期は三年」とあるんですけど、最初だけが、何年間になるのか分かりませんが、1年あるいは1年半くらいを想定されているのですかね。その理由を教えてください。

あともう一つは、3ページの十五で、「選考諮問委員は、非常勤とする」というふうにあるんですけど、この条件というのか、例えば手当とか、それはどのようなものが想定されているのか。あるいは、今それが決まっていなければ、どこの機関がそれを決めるのかということをお答えください。(高倉浩樹会員)

- この会員選考は、この選考候補者は気に入らないからというような理由で、透明性を欠くやり方で、多様な意見を尊重されないということがまかり通るとすることは、非常に危険なことかと思えます。
- また、あともう一つ、この二、三年間、証拠に基づいた意見を尊重してほしいということも、つくづく思うところであります。
- 透明性に欠けるというような指摘があるわけなんですけれども、例えばコ・オペレーション方式で行っている今のやり方は、海外アカデミーの投票による欧米のアカデミーのやり方とそんなに基本的には違っていませんし、どこが透明性を欠くかということについても、私もいろいろ、こちらについては議論されてきて、いろいろと平行線をたどっているところがありますね。
- こちらの法律は、これまでたくさんの先生が指摘されたように、スリッパリースロープといいますか、悪用されるおそれがあるということも私も同感です。(北島薫会員)
- あともう一点は、2ページ目のところで、一部の先生が御指摘になったところですが、会員推薦の辺りのところの四のところで、「あらかじめ」という言葉があります。会員の候補者選考をするときは、あらかじめ七に規定される諮問委員会に諮問しなければならない。ですが、この「あらかじめ」という意味合いが曖昧な気がしますので、より具体的に言葉を変えていただくことはできませんでしょうかというところで、2点、「適正化」という言葉を別の言葉には変えられませんか、最後のところですね。あと、「あらかじめ」ということを、より明確な言葉に言い換えることはできませんでしょうか。以上です。(北島薫会員)
- 法案は出ないほうがいいんですけれども、出るとすると、いつも笹川様がいらっしゃって解説がつくわけではなくて、これが一人歩きすると思います。そのときの危惧を会員の皆さんが述べているわけでありまして、そこがやはり問題かなと思うのですけれども。
- 一つだけ最後に言うならば、この日本学術会議と、それから選考諮問委員会というのは、どちらが上なのか、対等なのかというようなところが、この条文を読んでいざと疑問に思うんですけれども。
- 対等であるならば、「意見を尊重しなければならない」と書くのではなくて、せめて、誠意を持って協議するとか、そういう書き方になるでしょうし、それから、もし、選考諮問委員会のほうが上に来るというのであれば、度々、室長が説明されているように、会長は合意しなくても出すことができるかというような、書いてあると言えば書いてあるのですけれども、それをちゃんと書いていただかないと、なかなかそういうふうには、これだけでは読めないのではないかなという気がするのです、その辺りの検討をお願いできればと思います。以上です。(光石衛会員)
- 今回の改正について、特に諮問委員会についてです。これまでの懸念事項に示されているように、そもそもこの改正の必要性について根本的な疑問がありますが、仮に改正するとしても、日本学術会議の独立性の確保の観点から、諮問委員会について問題があるというふうに考えている点があるということです。
- 諮問委員会の組織及び選考諮問委員、その他の選考諮問委員会に関し、必要な事項を政令で定めると予定されていますが、これは先ほど山崎委員から御指摘があった点だと思いますけれども、日本学術会

議に置く組織である以上、学術会議の独立性の確保という観点から、学術会議の規則で定めるべき事項であると考ええるということです。

また、少なくとも十二と同様の趣旨で、諮問委員会の委員についても、日本学術会議が独立して第三条各号に掲げる職務を行うこと等の日本学術会議の運営上の特性に十分配慮し、諮問委員会が学術会議と異なる意見を述べる場合には、その理由を提示しなければならない旨を義務づける必要があると考えるという御意見です。(大久保規子会員※書面による質問)

- この中期計画をやるとか、あるいは、選考をやって選考委員会をやるとか、あるいは、フォローアップがあるので、そのフォローアップに書かれていることに関してもいろんな対応をしなければいけないという、これまでも、非常勤の組織で審議をする、あるいは、先ほど山口会員からもあったように、審議依頼が来れば、それに対しては本当に集中的に対応するというのを、非常勤の中で何とかやっているところに、これだけの作業が入ってきたら、正直言って、本務がある会員はとてこういうことやっていると、これだけの作業が入ってきたら、正直言って、本務がある会員はとてこういうことやっていると、会員にならないのではないかなと思います。

これまでの学術会議法の下でこれまで進んでいる学術会議に関しましては、私もそうですけれども、大変だというふうに分かっていても、ある程度は想像がついたとしても、学術会議の位置づけ、意味、これを理解した上で引き受けていたわけです。そういう意味で、もし、この法律が通ったら、そのことが故に、結局、会員が会員を受けないということ等がまず起こるのかなというふうに想像いたしました。(吉村忍会員)〔再掲〕

## 【その他】

- 私は、その他の最後の九番についてお伺いしたいと思います。

大局については、先ほど宇山委員からも質問があったわけですが、この九の条文を見ますと、まず、中期計画6年に対して3年及び6年と、わざわざ3年というのを、多分、中間評価ということをお願いなのでしょうけれども、入れているという点と、それから検証するものが、日本学術会議の運営の状況を検討すると、さらっと運営の状況だけで済ませているのに、これに対して、総合的な見直しを行う項目をずっと長々と全部上げているところがアンバランスな感じがいたします。

さらに、それに対して、法的な改正を3年後ないし6年に行うということで、これを全体的に見ると、3年後か6年後に法律を改正するというを前提に書いてある条文としか見えないのですよね。

ですので、ここの分をもうちょっと何とかしていただく。これは、私は必ずしも条文の本文を容認したということではなくて、もし容認されて通ったとしても、またこういう問題が起こるのではないかと、この法律の改正を前提としたような条文自体が本当に必要なかどうかということをお伺いしたいという質問でございます。(塙隆夫会員)
- フォローアップの規定、附則のところについて、通常は改正法の施行後、五年を目途に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。実施状況を勘案して必要があると認めるときには検討を加えるという類の簡易な規定が多いと思います。

今回のような細かい見直し規定の例が、ほかに法令の例としてあれば、御教授をいただきたいという点です。あわせて、御意見として附則の規定は通常の見直し規定の域を超えるという形式の面からも、今回の改正の趣旨——透明性の確保でしょうか、御趣旨があったと思いますけれども、学術会議の独立性に根本的に関わるといふ実態の面からも大きな問題がある。通常の方法の例に倣った簡易な規定にすべきであるという御意見をいただいています。(大久保規子会員)
- 一番問題なのは、多分、「運営の状況を検証し」という部分で納められていて、これが、要するにどうとでも取れる、何をもちょうどいというふうになるかということが具体的に示されていないですね。この辺を、もう少し何とかならないかなという意見でございます。(塙隆夫会員)
- 説明されるごとに、少しずつ改正されているのですが、先ほども質問がありましたけれども、条文の中で言いますと、その他の九のところ非常に強い違和感を持って読みました。これは、前回の公開幹事会では、この細かい措置の内容は書き込まれていなかったというふうに私は傍聴して記憶しているのですけれども。

そういう意味では、私も読んで非常に意外で、思いもかけなかった改定だというふうに理解しています。

なぜ、こういう措置を細かく書き込む必要があるかということについては、先ほど、しっかりとした回答がなされていなかったのですけれども、なぜ、こういうことが必要だと判断した理由と、その経緯について、ぜひ御説明いただきたいというのが1点。(山口周会員)
- 縛られるだけではなくて、この規定というのは、実は、先ほどから議論されておりますフォローアッ

プ規定にもちゃんとつながっております。

つまり、活動制限は意図していないというふうにおっしゃってしながら、その言葉の意味は、活動制限は直接的には意図していない。ただし、フォローアップ規定との関係で間接的には意図していますということをおっしゃっているのと同じではないかなというふうに私は思っております。…したがって、この規定はいかがなものかなというふうに思います。

一番最後のフォローアップ規定と全部つながってまいりまして、もう長くなっておりますので、一言だけお話をしたいのですが、これは結局、この改正規定の中に、ある意味で時限爆弾というか地雷を埋め込んだというふうなことだと私は思っております。

これは蟻の一穴のように思われるかも分かりませんが、この蟻の一穴をてこにしてといいますか、日本学術会議が決壊するという、そういう意味で終わりの始まりではないかなというふうに私は思いました。3年後、6年後に検証していただければお分かりかと思えますけれども、もしもこの規定が、このまま条文化された場合には、結局、附則的なものが本体を全部侵食して、瓦解させてしまう可能性があるという感想も、ついでに述べさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

(川嶋四郎会員)

○ それから、そういったもので、あと、最後のところの見直しで、目的というのは学術会議の、先ほどから出ていました第一条でしたか、最初のほうにある、非常に大きな目的なわけですがけれども、それに対して、見直し案のところの目的の達成状況に関する条項は、こういう長期的な我々の活動に対するものを検証するには、3年とか6年とも短く、これは、結局、先ほどの中期業務運営計画がちゃんと決められているのかという、それをもっているいろいろなを言いたいがために、先ほど、これを定めなければならない、ならないという細かな目的が決められているのかなというふうに感じてしまったわけで、その辺りも考えると、最後のその他の九番というのも受入れがたいものだなというふうに思っております。(筑本知子会員)

○ あと、その他のところで、任期を延ばすということもあっさり書いてありますが、これそのものも、そもそも皆さん、いろんなことを考えながら、この学術会議の会員を、自分自身のいろんなアカデミックなプランであるとか、ライフプランを考えながら引き受けているところ、急に、こういうことで、法が通ったからといって、それをまた受けられるかといったら、なかなか難しいかなと思います。(吉村忍会員)

○ 時間の関係で本当は更問はしないほうがいいのですが、フォローアップの会長の権限及び選任の方法をフォローアップに入れているということは、何か、これは気に入らないことがあるということですよ。何が気に入らないのですか。(吉村忍会員)

○ 細かいところでは、一番最後の4ページ目のところの、今議論されていたところでもありますが、例えば、適正化という言葉が出てきます。

評価の方法その他日本学術会議の運営の適正化。この「適正化」が結構使われるところで、不適正だという方がいらっしゃるというふうに私は見読み取れるわけです。

学術会議のほうで、より良い学術会議の在り方についてというので、日本がいい国で、それをよりよい国にしたいというつもりで、私どもは皆、思うと思うんですけども、学術会議もアカデミーとしては素晴らしい活動をこれまでもしてきて、それをよりよいものにする。不適正だから変えたいというような意見は承服しかねるところがあると思います。

ですから、この言葉を、例えば、よりよい活動を図る仕組みの在り方というような表現に変えることはできるでしょうか。(北島薫会員)